

内容を十分にお読みください！

「コープのタブレット」重要事項説明

【契約内容について】

1. 契約内容の詳細はコープのタブレット通信サービス契約利用約款（以下「約款」という）に従うものとします。また生協は約款を、書面、ホームページの掲示など生協が適当と判断する方法によりこれを提供します。
2. 生協が必要と判断した場合は約款を変更します。変更する場合は、書面、電子メール、ホームページでの掲示など生協が適当と判断する方法により効力発生時期を定めて組合員に周知します。

【個人情報の取り扱い】

3. 商品の発送、修理などに際し、契約者の個人情報を「KDD I 株式会社」に提供することがあります。取り扱いについては、生協ホームページに掲示している「個人情報の取り扱いについて」に従うものとします。

【契約の内容】

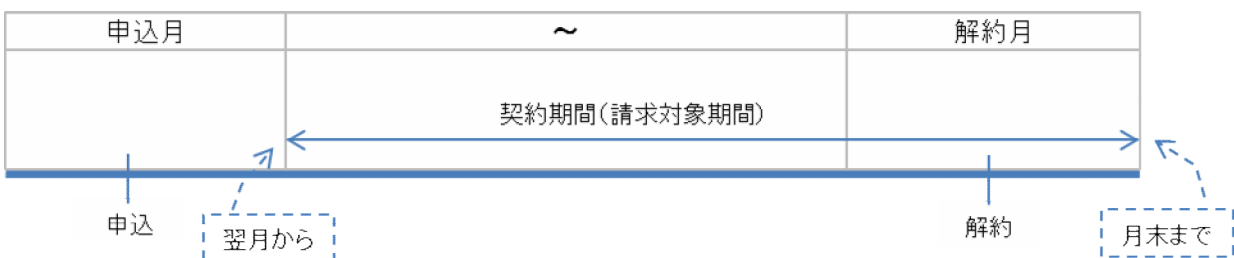
4. 契約者は、コープのタブレットにより、以下のサービスを利用することができます。
 - (1) タブレット端末の利用
 - (2) インターネット接続サービスの利用
 - (3) 生協指定コンテンツの利用

【タブレット契約の単位および利用者の範囲】

5. 組合員は、タブレット契約を最大 3 契約まで締結できます。また、コープのタブレットを利用できるのは、タブレット契約をした組合員本人およびその組合員と同一の世帯の方に限ります。

【契約開始日および契約期間について】

6. タブレット契約は提供開始日から始まり、契約者自身が契約を解約、もしくは生協が契約を解約しない限り契約は継続します。
7. 契約期間は月単位とし、月途中で解約手続きをされた場合についても、解約月の末日まで契約が継続します。



【利用プランについて】

8. 「コープのタブレット」の利用プランは以下の内容となります。

	プラン名称	データ容量 (月)	端末	端末代金(税抜)
1	コープのタブレット 8 インチ	7GB	8 インチタブレット	36,000 円
2	コープのタブレット 10 インチ	7GB	10 インチタブレット	36,000 円

9. 端末代金は、提供開始日を含む月の翌月から36ヶ月間の分割払いとなります。端末分割金の計算は、次の式によります。

$$\text{端末分割金} = \text{端末代金} \div 36 \text{ カ月} \quad (1,000 \text{ 円} = 36,000 \text{ 円} \div 36 \text{ ヶ月})$$

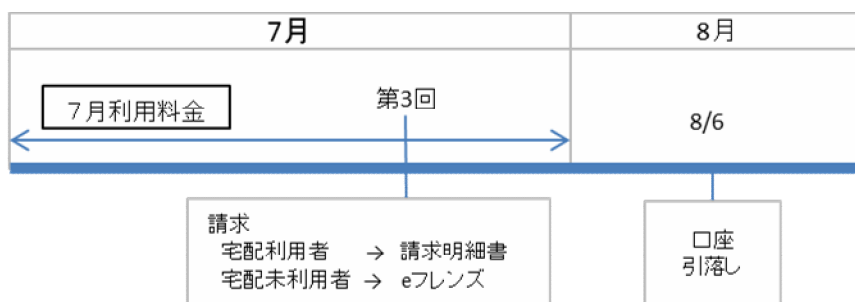
10. 当月ご利用の通信量が7GBを超えた場合、当月末まで極端に通信速度が遅くなります。(通信速度が送受信最大128kbpsとなります。)

【利用料金について】

11. 利用料金は、契約者回線利用料金および端末分割金とします。
12. 契約者回線利用料金については、提供開始日を含む月の翌月から36カ月の間、「コープの月々割」を適用し、毎月1,000円(税抜)の割引を行います。ただし、途中解約した場合は、解約日を含む翌月から「コープの月々割」は適用されません。
13. 利用料金は月額固定とします。月額料金は次の通りです。

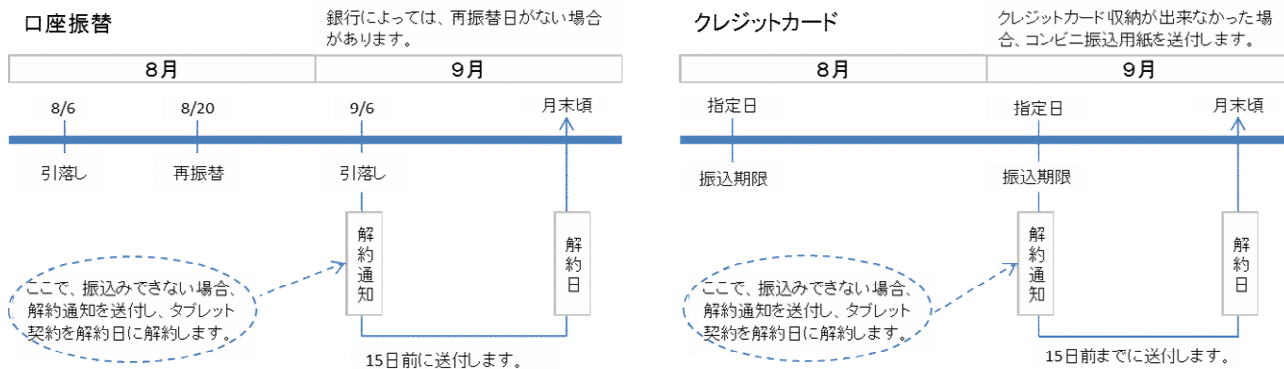
利用料金(税抜)		1,680円
内訳 (税抜)	契約者回線利用料金	1,680円
	コープの月々割	-1,000円
	端末分割金	1,000円

14. 利用料金は提供開始日(生協が契約者回線の提供を開始する日)を含む月の翌月から発生し、解約時は解約月の末日までの利用料金の支払い義務が発生します。
15. 利用料金は、宅配をご利用いただいている組合員は、宅配商品代金と合わせてお支払いいただきます。宅配をご利用でない組合員はあらかじめ指定した支払方法(口座振替もしくはクレジットカード)でお支払いいただきます。
16. 請求金額は、宅配をご利用いただいている組合員は、毎月第3回の配送時にお渡しする請求明細書でお知らせいたします。宅配をご利用いただいていない組合員は、「eフレンズ登録」していただき、「マイページ」でお知らせします。

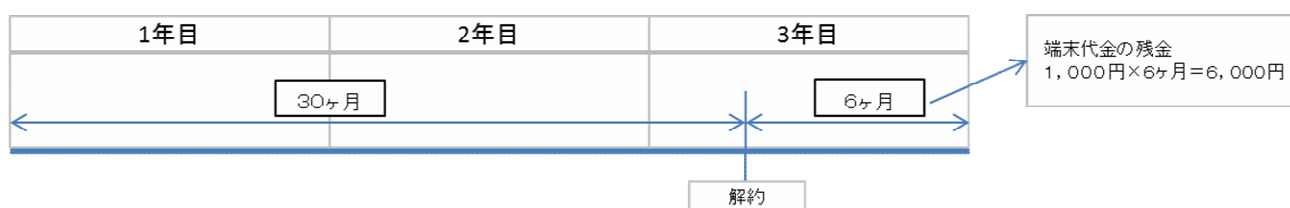


※口座引落しは、6日が土・日・祝日のときは翌営業日となります。
 ※クレジットの場合は、クレジット会社が指定した引落日となります。

17. 利用料金は生協の約款に定める方法で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合は、生協は15日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解約いたします。また、生協が提供する商品およびサービスの料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合も、生協は15日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解約いたします。



18. タブレット契約の提供開始日を含む月の翌月から36カ月（3年）を経過しない期間内に、契約が解約になった場合は、端末代金の残金を一括で支払う必要があります。



19. 解約理由が、法定脱退かつ脱退理由がエリア外転居、職域加入の方の脱退または本人死亡の場合、端末を返却することで端末代金の残金の支払いは免除されます。

【修理および交換対応について】

20. コープのタブレットは契約期間内の故障や破損に対し、無償で修理もしくは交換に対応します。ただし修理や交換に関する送料は契約者にご負担いただきます。なお、以下の場合は有償となります。

- (1) 契約者が故意に破損や水没をさせた場合。
- (2) 契約者が分解や改造（システムやプログラムを含む）を行った場合。

21. 【タブレット契約の解約】契約者が契約を解約するときは、所定の解約届を解約希望する月の15日までに生協に提出していただきます。生協が契約を解約する場合は、約款第18条の規定に従います。

【申込みの取消】

22. 組合員が申込書を生協に提出した後、申込書を提出した日を含む8日以内に、生協が指定する方法で申込みの取消を申請した場合に限り、申込みを取り消すことができます。8日を過ぎた場合は、解約処理となります。

【収集情報の利用】

23. コープのタブレットをご利用いただく場合、契約情報、その他本サービスに付随して取得する情報が収集されます。

24. 利用者は前項の収集情報が以下の目的のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 本サービスの提供およびそれに付随する業務を提供するため。
- (2) 利用者の問い合わせに答えるため。
- (3) 新たなサービスの開発提供のため。
- (4) 本サービスのレベル維持、向上のため。

25. 生協は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、生協の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、

料金の適用、料金の請求等、生協の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を生協の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

【その他】

- 26. 契約者が、コープのタブレットをご利用いただく場合、生協からの情報発信を受け入れるものとします。生協からの情報発信に係る通信量は、月々のデータ通信量に含まれます。
- 27. コープのタブレット通信サービスの初期設定を行うために必要なため、お届け前に、生協が代行して契約者名義のGoogleアカウント及びGmailアドレスを新規で取得します。ログインパスワードは、端末お届け後に、契約者自身で変更していただけます。

お問合せ先 大阪いずみ市民生活協同組合
 組合員サービスセンター
 電話番号 0120-031-001
 受付日時 月～金：9：00～21：30
 土：9：00～20：00

利用料金とポイントサービス

	項目	価格/ポイント	備考	
利用料	通信費	1680円		
	コープの月々割	-1000円	契約期間36カ月適用(途中解約の場合、値引なし)	
	端末代金	1000円	36回分割払い	
	月額利用料	1680円		
ポイントサービス	A	サンクスステージポイント	500P	サンクス2の月にポイント付与
		実質月額利用料金	1180円	
	B	コープでんき利用ポイント	200P	でんき・通信利用代金引き落としの翌月に付与
		実質月額利用料金	1480円	
	C	コープガス利用ポイント	200P	ガス・通信利用代金引き落としの翌月に付与
		実質月額利用料金	1480円	
	D	でんき+ガスセットポイント	500P	でんき・ガス・通信利用代金引き落としの翌月に付与
		実質月額利用料金	1180円	

- ※1 ポイントサービスは、1世帯1台限りのプロモーションです(複数契約の場合も適用は1台のみ。)
- ※2 ポイントサービスA～Dの重複は行いません。いずれか1つのみ適用します。
- ※3 ポイントサービスは、平成29年5月15日時点のものです。変更がある場合は、ホームページでの掲示などで組合員に周知します。